

コーポレートガバナンスに関する基本方針

1. 総則

〈制定の目的〉

当社は、「基本理念」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、「コーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、「本方針」という）」を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組むものとする。

〈基本理念〉

「天機に参与する」

〈コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方〉

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレートガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えている。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレートガバナンスの充実・強化に取り組むものとする。

まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、両機能を最大限に発揮する運営を行う。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待するとともに、経営監督機能強化の観点からの意見・提言を求めるものとする。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置し、経営の透明性・客観性の向上を図っていく。また、執行役員制度の下、強固なマネジメントと業務執行のスピードを両立する。

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行について、適法性の観点に加え、意思決定プロセスの妥当性やコーポレートガバナンスの有効性も視野に入れた監査を行い、取締役会および執行部門の機能強化への提言を行う。

〈取締役・監査役の登用〉

当社は、コーポレートガバナンスの充実・強化のために必要な知識・経験・能力を備えた取締役・監査役を登用する。特に重要と考える知識等は別途スキルマトリックスにおいて特定するものとし、登用に当たっては一貫して、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、性別、年齢、国籍、人種または民族等の区別を設けず人物本位を重視するものとする。

〈本方針の制定・改正・廃止〉

本方針の制定・改正・廃止は、取締役会の決議によって行う。

2.株主の権利・平等性の確保

- ①当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、平等で円滑な議決権行使ができる環境整備に努める。
- ②当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会において株主が議決権を行使しやすい環境整備を行う。
- ③当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることから、資本政策の基本的な方針について説明を行う。
- ④当社は、政策保有株式について、それが中長期的に当社との事業関係の強化につながり、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断した場合に保有することとする。なお、保有にあたっては、提携契約等の状況、事業展開および環境等を踏まえ、経済合理性を勘案の上、少なくとも年に1回、取締役会で個別の銘柄について、保有の適否を検証し、保有を見直すべきと判断された銘柄については、売却する。また、政策保有株式に係る議決権行使について、株式発行会社の企業価値向上につながるか、あるいは当社の企業価値向上につながるかなどの観点を踏まえ、総合的な判断の上で議案に対する賛否を判断し、議決権を行使する。
- ⑤支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、株主に十分な説明を行う。
- ⑥当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう取締役会で重要事実、取引形態等を審議のうえで決議する。

3.株主以外のステークホルダーとの協働

- ①当社は、「天機に参与する」という基本理念を策定し、これに基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、業務を通じて社会に貢献することが不可欠であるとの認識のもと、様々なステークホルダーとの協働に努める。
- ②当社は、基本理念および当社が目指す理想の世界である WORLD VISION に基づき、この実現を目指すにあたって当社が大切にする価値観である VALUES と 6 つの行動指針を定め、これを実践する。
- ③当社は、基本理念、WORLD VISION の実現を目指すためのありたい姿を示した Santen's VISION と、これに ESG の観点を踏まえ制定したサステナビリティ方針のもと、社会の持続的な発展に貢献し、中長期的な企業価値向上を目指す。
- ④当社は、能力・成果本位の人事を基本とし、女性等の活躍促進を含む多様性の確保を推進する。
- ⑤当社は、内部通報に係る社内規程を策定し、社内外に相談・通報窓口を設けて、情報提供者が不利益を被らないよう規程に定める。
- ⑥当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の資産形成や自社の財政状態に影響を与えることを十分認識し、企業年金の運用を行うにあたり、適切な人材を担当者として計画的に登用・配置し、運用面では、健全性の指標として退職給付債務（PBO）のカバー率を重視し、年金資産への追加拠出を機動的に行うとともに、状況に応じてポートフォリオの変更などを実施する。また、適宜、取締役会で年金資産運用状況について報告を行うなど、年金資産の健全化に適切に取り組む。

4.適切な情報開示と透明性の確保

- ①当社は、法令に基づく開示を行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
- ②当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、外部会計監査人が実効的で適正な監査を実施できるように対応を行う。

5.取締役会等の責務

- ①当社の取締役会は、経営の意思決定を迅速かつ適正に行うとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う。これらを確実に行うため、取締役の過半数を社外取締役により構成する。
- ②当社の監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で、適法性と合わせ妥当性・有効性の観点を含めて積極的に取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たし、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べる。これらを確実に行うため、監査役の過半数を社外監査役により構成する。
- ③任意の委員会である「指名委員会」および「幹部報酬委員会」は、執行部門の選任・処遇に関する透明性・客観性を高めるという役割・責務を適切に果たすため、いずれも過半数を社外取締役により構成し、委員長を社外取締役が務めるものとする。
- ④当社の取締役・監査役および執行役員は、株主からの受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ⑤当社は、「社外役員の独立性基準」を定め、開示する。
- ⑥社外取締役・社外監査役における当社以外の社外役員等の兼職については、当社の職務に専念できる時間を考慮して、原則4社以内とする。
- ⑦取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、取締役会への出席率を原則として75%以上確保するものとする。
- ⑧取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図る。
- ⑨当社の取締役会は、上程される決議事項および報告事項のすべてにおいて、社外取締役による質疑を受け、意見交換を行い、必要に応じて改善等を行う。また、社内取締役についても、同様に意見交換や指摘を行い、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行う。
- ⑩当社の取締役・監査役は、その職務に必要な情報について、情報や資料を求め、情報を求められた部門は、要請に基づき、情報や資料を提供する。また、社内の重要会議に出席し、情報入手を能動的に行う。なお、取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。
- ⑪当社の取締役・監査役は、期待される役割・責務を果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は、必要な情報や知識を提供するなど、各取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供し、その費用は会社が負担する。

6.株主等との対話

- ①当社は、IR担当部署を定め、株主および投資家の視点に立った、会社情報の迅速、正確、公正な開示を徹底し、積極的かつわかりやすい情報開示に取り組む。なお、株主・投資家・アナリストから寄

せられた意見については、経営戦略のレビュー等に積極的に活用し、対話に際しては、インサイダー情報の管理を実施する。

- ②当社は、中期経営計画を策定し、売上収益成長率、コア営業利益率、ROE等の目標値、および資本政策を開示するとともに、決算説明会等を通じて目標達成に向けた具体的な施策を説明する。

以上

制定日：2015年11月25日

改訂日：2018年11月7日

2023年4月1日

2023年7月1日

2024年6月25日